

平成27年7月31日
岩出市告示第179号

岩出市子育て応援企業登録事業実施要綱

(目的)

第1条 仕事と子育ての両立の推進や地域における子育て支援を実施する企業を「子育て応援企業」として登録し、その取組を周知、支援することにより、企業の子育て支援への取組意識を高めるとともに、地域で安心して生み育てることができる環境づくりの推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「企業」とは、営利企業、公益法人、特定非営利法人、団体（商店街、商店会、工業団体等）、個人商店等をいう。

(対象)

第3条 子育て応援企業の登録の対象となる企業は、次の各号の要件に該当するものとする。

(1) 岩出市内に事業所等がある企業

(2) 別紙に示す取組を1つ以上実施しており、市長が適当であると認める企業。ただし、保育自体を事業とする事業者等における保育、子どもの教育自体を事業とする事業者等における子どもの教育、子育て支援自体を事業とする事業者等における子育て支援、子ども関連商品の販売自体を事業とする事業者等における子ども関連商品の販売等は取組の対象外とする。

2 前項の規定に関わらず、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める企業を対象としないことができる。

(1) 過去3年間に、この制度の趣旨を著しく逸脱するような社会的不正を行った企業

(2) 過去3年間に、虚偽の申告その他不正な手段により岩出市子育て応援企業の登録を受けようとした企業

(3) 岩出市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団員等が役員となっている企業等及び同条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等と密接な関係を有する企業

(4) その他、登録が適当でないと市長が認める企業

(登録)

第4条 子育て応援企業の登録を申し込もうとする企業は、子育て応援企業登録申込書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、申込書の提出があった場合、書類審査等により登録基準を満たしているか審査し、登録基準を満たすと認められる場合は、子育て応援企業として登録する。

3 市長は、登録に際し、必要に応じ実地調査を行うものとする。

(変更の届出)

第5条 前条の規定により登録された企業等（以下「登録企業」という。）は、登録内容に変更があった場合は、子育て応援企業登録変更届出書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(周知)

第6条 市長は、登録企業に、登録証及び登録企業であることを表すステッカー（以下「ステッカー」という。）を交付する。

2 登録企業は、登録証及びステッカーを事業所、店舗等に掲示することができる。

3 登録企業は、登録企業であることを表す登録マーク（以下「登録マーク」という。）をその企業が発行する印刷物、Webサイト等に表示することができる。

4 市長は、登録企業の取組について市のWebサイト等を通じて市民に周知するものとする。ただし、市が本事業を廃止したときは、市長はWebサイトの周知を登録企業への予告なく削除することができるものとし、登録企業は速やかに登録マーク及びステッカーの使用を中止するものとする。

(登録の辞退)

第7条 登録企業は、登録基準を満たさないこととなった場合は、子育て応援企業登録辞退届出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により子育て応援企業登録辞退届出書を市長に提出した登録企業は、速やかに登録マーク及びステッカーの使用を中止するものとする。

(登録の取消)

第8条 前条の規定により子育て応援企業登録辞退届出書の提出があった場合は、市長は登録を取り消すものとする。

2 前項の規定に関わらず、登録企業が登録基準を満たさないと認める場合は、市長は登録を取り消すことができる。

附 則

この告示は、平成27年7月31日から施行する。